

大阪市立太子橋小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和 8 年 4 月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心と自ら学び、自ら考える子ども」育成のために「太子橋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決 を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の 3 点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- ②未然防止・早期発見のための取組
- ③家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点
 - ・安全で楽しい学校生活を送るための学校のきまりを守る児童を育成する。
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくり・指導力の向上に関しての取組
 - ・研究授業を充実させ、教員同志の相互参観等も多数実施して教員の授業力を高める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組
- ②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり
 - ・異学年集団活動を通して、全校児童のつながりを深める活動内容を工夫する。
- ③児童を認め、誉める指導を充実させるための取組

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳の時間や行事等を通して、生命の大切さ・自分を大切にすること
- ・他の人と の関わり方、発達段階に応じて指導するとともに、多様な指導法を研究する。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

④ 情報モラルに関する取組

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化（「こころの天気」による児童理解）

② アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施

③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

④ いじめ相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり

③ 被害児童の保護、加害児童への指導 ④ 家庭・地域との連携

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織 「いじめ防止対策委員会」

① <構成> 管理職・教務主任・生活指導部長・養護教諭・（当該学年）

② <役割>

学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【調 査】

- ・児童対象いじめアンケート調査
年3回（5月・11月・2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年3回（7月・12月・3月）

【研修会】

- ・児童理解研修会（毎月職員会議後）
- ・人権教育研修会（6月）
- ・いじめにかかる校内研修（7月）
- ・生活指導研修会（2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ② 学校協議会への提案・協力体制 ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

(3) 取組内容の検証

- ① PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
- ② 未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ③ 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ④ 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ⑤ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供
- ⑥ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

